

第Ⅲ部 - 植物品種保護と権利

章	条文
第 10 章 権利と譲渡.....	101
第 11 章 植物品種保護の侵害.....	111
第 12 章 植物品種保護の侵害に対する救済及びその他の措置.....	121
第 13 章 目的と分離可能性.....	131
第 14 章 暫定規定及び関連する制定法、免除された植物；雑則.....	141

第 10 章 - 権利と譲渡

第 101 条 権利と譲渡

(a) 第Ⅲ部の規定に従い、植物品種保護は個人の権利に属するものである。

(b) 植物品種保護証書又は各種の利害関係書類の申請書は、書面により譲渡することができる。所有者は、同様の方法で、米国の全部又は指定された地域において、品種の使用権を許諾するか、付与することができる。

(c) 合衆国において宣誓させる権限を有する者若しくは外国の場合は、合衆国の外交官若しくは領事官又は宣誓をさせる権限を有し、その権限が合衆国の外交官若しくは領事館の証明書によって証明されている職員が発効した確認証明書であって、署名及び官印が付されているものは、植物品種保護又は植物品種保護の申請の譲渡、贈与、許諾、又は移転の実行についての証拠とする。

(d) 譲渡、贈与、移転又は許諾の権利は、事前通知のない、その後の購入者又は譲渡抵当権者に対しては、その日から 1 ヶ月以内又は前記のその後の購入又は抵当権に係る日前に植物品種保護局に記録されていない限り、効力を有しない。(7 U.S.C. 2531.)

第 102 条 試験中の権利

品種のリリースは試験目的のみと通知した所有者が、試験のために所有権のある種子又はその他の有性繁殖植物若しくは塊茎繁殖植物を譲渡した場合、当該通知が行われていることを知っている者、又は通知を受ける者は、当該植物を許可されたテストから転用し、許可なく保持することは禁止されており、所有者の財産権の侵害になる。通知付きで、タグ又はラベルの付いた植物を受け取った者は、通知を受けた者となる。所有者は、民事訴訟において救済される権利がある。州又は地方の法令で利用可能な救済措置についても除外

されていない。所有者が、当該の有性繁殖植物又は塊茎繁殖植物を、販売などにより、一般に使用できるようにした場合には、この通知は使用されない。(7 U.S.C. 2532.)

第 11 章 - 植物品種保護の侵害

第 111 条 植物品種保護の侵害

(a) 第Ⅲ部に別段の定めがある場合を除き、保護証書の発行の後又は第 127 条に基づく保護植物品種の通知付き配布の後であって、植物品種保護の期間が満了する前に、合衆国内で許可なく以下の行為を行うこと又は議会によって規制される商業行為は、保護品種の所有者の権利を侵害することになる。

- (1) 保護された品種の販売、市場出荷、販売の申し出、販売のための公開、配布、船積み、委託、交換、又は販売要請、若しくはその他の所有権の移転；
- (2) 当該品種の米国への輸入又は米国からの輸出；
- (3) 当該品種を販売する目的（栽培目的）で、有性繁殖し、又は塊茎又は塊茎の一部により増殖すること；
- (4) 交雑品種又は他の品種の生産（育種ではなく）のために当該品種を使用すること；
- (5) 「許可なく増殖禁止」又は「許可なく種子繁殖禁止」と表示された種子又はその後世代を品種の増殖に使用すること；
- (6) 保護されている品種であることを通知せずに、増殖可能な形で品種を他の者に分配すること；
- (7) 第 113 条に基づき認められている行為に含まれる場合を除き、当該品種（の種苗を）を増殖目的で調製すること；
- (8) 上記（1）から（7）までのいずれかの目的のための品種の貯蔵；
- (9) 合衆国植物特許に出願する場合を除き、当該品種を有性繁殖以外の方法で増殖すること；

(10) 上記の行為のいずれかの行為を扇動又は積極的に誘導すること。

(b) (1) 以下の (2) を条件として、保護された品種の所有者は、本項に記載する品種の使用を、所有者が指定した条件及び制限のもとで許可することができる。

(2) 種子生産者と、芝生、芝、飼料用牧草種子、アルファルファ又はクローバー種子の所有者との間の、保護品種の種子生産のための契約の場合、生産者は、以下に該当する場合は、その種子の販売及び使用を許諾されたものとみなされる。

(A) 生産者が契約条件を履行する場合；及び

(B) 所有者が、契約書に規定された支払日の 30 日以内に、契約の下で支払うべき金額を支払うことを拒絶するか、又は種子の納品を拒否した場合；及び

(C) 上記 (B) で指定された期間が終了した後、生産者は、生産者が種子を販売する意思を所有者に通知し、当該通知から 30 日以内に、所有者が契約に基づいて支払う金額を支払わない場合。本号で「所有者」とは、所有者が許諾した者を含むものとする。

(3) 上記 (2) は、この法律 (7 U.S.C. 2321 以降) によって保護されている品種に関して、この条項の発効日の以前に締結された契約及び 1994 年に改正された植物品種保護法によって保護されている契約にも適用される。

(4) 本項のいかなる条項も、他の連邦法又は州法に基づく生産者又は所有者のその他の権利又は救済に影響しないものとする。

(c) 本条は、以下にも同様に適用される

(1) 保護された品種に本質的に由来する品種、ただし、当該保護された品種が本質的に由来する品種でない場合；

(2) 保護された品種と明確に区別されない品種；

(3) 保護された品種の反復使用が生産に必要な品種；及び

(4) 保護された品種の繁殖材料を許可なく使用して得た収穫物（植物体全体及び植物の一部を含む）。ただし、品種の所有者が、繁殖材料に関し、本法に基づいて与えられる権利を行使する機会を有している場合に限る。

(d) 合衆国で所有者の同意を得て販売又は市場に出された保護品種の植物体全体及びその一部を含む増殖材料及び収穫物に関して行われる行為は、品種の所有者の権利を侵害するものとはみなされない。ただし、当該品種のさらなる増殖、輸出する植物が最終消費を目的とする場合を除いて、当該品種の属する種類について保護を認めていない国への当該品種の増殖を可能にする増殖材料の輸出をする場合を除く。

(e) 個人的かつ非商業目的で行なわれる行為は、品種の所有者の権利を侵害するものではない。

(f) 本節で使用されている、「許可なく実施する」という用語には、州、州のあらゆる機関、州の職員及び雇用者、又は州の機関の公的権限を有する職員及び雇用者による許可のない行為を含む。いずれの州及び州の機関の職員及び雇用者も、非政府機関と同じ方法及び同じ範囲で本法の規定に従わなければならない。(7 U.S.C. 2541.)

第 112 条 祖父条項 (既得権)

この法律のいかなる規定も、植物品種保護証書の有効な出願の日から 1 年以上前に、品種を開発し及び生産している者及びその承継者による行為を制限するものではない。
(7 U.S.C. 2542.)

第 113 条 種子を保存する権利; 作物免除

当該行為が第 111 条 (3) 及び (4) に基づく侵害となる場合を除き、当該品種の所有者の許可を得て、取得した種子から生産した種子又はその後世代を栽培目的で貯蔵し、その者の農場で作物生産に使用する、又は本条に規定する販売を行う場合、品種のいかなる権利も侵害しないものとする。栽培目的で品種の所有者から得た種子から、通常行われる方法で、農場で生産した種子の増殖目的ではない善意の販売は、侵害に該当しない。

このようなルートから種子を購入し、栽培目的に転用した購入者は、第 127 条に基づく通知を受けたものとみなされ、その行為は侵害となる。(7 U.S.C. 2543.)

第 114 条 研究免除

植物育種その他の研究のための保護された品種の使用と増殖は、この法律に基づいて与えられる保護を侵害するものではない。(7 U.S.C. 2544.)

第 115 条 仲介免除

運送業者としての事業の通常の業務における運送人による運送又は配達、又は広告業者の通常の業務における広告事業者による広告は、本法に基づいて与えられる保護を侵害するものではない。(7 U.S.C. 2545.)